旧田村市星の村ふれあい館施設譲渡に係るプロポーザル募集要項

令和８年１１月

田村市産業部　観光交流課

第１　募集の目的

星の村ふれあい館は、旧国民保養センター洗心荘の老朽化に伴う改築により平成１１年４月１日に開館しました。国天然記念物の入水鍾乳洞に隣接する立地から、市民の憩いの場としてはもとより滞在型観光の拠点として、また、特産物の石灰岩採掘に係る関係者の宿泊など、入浴や休憩、宴会、宿泊に広く活用されてきました。

しかし、近年の観光需要の変化、少子高齢化などにより利用者数が減少し採算割れが続いたことから、サービスを刷新し利用者の増加を図るため、令和６年度及び令和７年度の２年連続で指定管理者を公募しましたが、応募がありませんでした。

このため、民間事業者等へ施設を譲渡し、施設の有効活用を通じて地域の活性化、地域経済への波及効果及び周辺地域との相乗効果を生み出すため、公募型プロポーザル方式により譲渡先を募集します。

第２　譲渡物件の概要

譲渡物件は、以下の建物と工作物、備品類とする。

１　建物

名　　称	旧田村市星の村ふれあい館
所 在 地	田村市滝根町菅谷字馬場１６８番地
地域地区	田村東部都市計画区域内　用途指定無
土地面積	３，４８６．０６㎡
延べ床面積	１，１９８．８０㎡
建物用途	旅館
階　　数	地上１階
施設内容	客室総数８室（洋室２、和室６）、男女大浴室（サウナ完備）、レストラン、大広間、売店、厨房
構　　造	木造平屋建
竣工年月日	平成１０年１２月　１日（供用開始　平成１１年　４月　１日）
設 計 者	株式会社ハヤタ設計
施 工 者	富士工業株式会社、株式会社大和田工務店、ムツ電工株式会社

※建物配置及び敷地範囲は、別添「資料１　施設配置・敷地範囲・概要」のとおり。
　不具合等に関しては、別添「資料２　不具合箇所等一覧」のとおり。

２　工作物

名　　称	数　　量	延べ床面積	補　　足
自家用電気工作物	一式	４９．８０㎡	
プレハブ倉庫	２棟	４３．７７㎡	７．２９㎡、３６．４８㎡

３　備品類

別添「資料３　備品一覧」のとおり。

４　土地の概要

住　　所	面　　積	所有区分	参考賃料	補　足
滝根町菅谷字馬場 134 番地の一部	298.00 ㎡	民有地	875,465 円/年（現額）	残地は農産物等処理加工場倉庫敷地
滝根町菅谷字馬場 137 番地の一部	577.92 ㎡			残地は法定外公共物敷地
滝根町菅谷字馬場 168 番地	1,726.89 ㎡			
滝根町菅谷字馬場 163 番地	403.19 ㎡			
滝根町菅谷字馬場 200 番地	105.53 ㎡			
民有地　計(　５筆)	3,111.53 ㎡			
滝根町菅谷字馬場 201 番地	50.67 ㎡	市有地	現状では、市有地のため賃料設定なし	
滝根町菅谷字馬場 199 番地 5	10.00 ㎡			
滝根町菅谷字馬場 198 番地 8	154.00 ㎡			
滝根町菅谷字馬場 198 番地 3	5.70 ㎡			
滝根町菅谷字馬場 173 番地 3	0.92 ㎡			
滝根町菅谷字馬場 203 番地	115.09 ㎡			
滝根町菅谷字馬場 138 番地 3	38.15 ㎡			
市有地　計(　７筆)	374.53 ㎡			
合　　計　（１２筆）	3,486.06 ㎡		875,465 円	

民有地は市が賃借しており、現在の賃貸借期間は令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで。民有地の賃貸借契約は、譲渡物件の引渡し後、継続して買受人が契約を締結すること。市有地は、買受人と市が新たに賃貸借契約を締結する。これらの際、買受人と地権者、買受人と市が協議のうえ賃料を確定する。

また、賃貸借開始の日から起算して３年を経過した後、以後３年ごとの３月に、民有地は買受人と地権者、市有地は買受人と市が協議のうえ賃料を改定する。

なお、買受人が地権者と確実に土地の賃貸借契約を締結できるよう、地権者と市が覚書を交わし、賃貸借期間を令和１９年３月３１日までとする。

第３　譲渡物件の予定価格

１　予定価格

（１）本件の譲渡に係る予定価格は、次のとおりとする。

区　　分	算定額	補　　足
建　　物	２８，５７８，０００円	工作物、備品等、消費税及び地方消費税を含む

（２）注意事項

ア　市と買受人は、譲渡条件を付した譲渡に関する契約を締結し、譲渡物件の所有権移転登記は市が嘱託する。

イ　不動産取得税、登録免許税、収入印紙代その他譲渡物件の取得に伴い発生する費用は、買受人の負担とする。

第４　譲渡の条件等

１　譲渡の条件

（１）譲渡物件の譲渡は、市による意向確認に対し土地所有者全員が、次の（２）に定める期間、買受人に土地を貸付することを承諾した場合に限り行うものとし、承諾が得られない場合は譲渡しない。

（２）買受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア　このプロポーザルにおいて提案した内容（以下「提案内容」という。）

イ　譲渡物件は、所有権移転の日から１年以内に提案内容に従って使用すること。

ウ　引渡しを受けた日から１０年間（以下「指定期間」という。）は、譲渡物件を運営すること。

（３）買受人は、次の各号に掲げる用途に供し、又は供されることを知りながら、譲渡物件及び買受人が譲渡物件上に建設した建物（以下「譲渡物件等」という。）を第三者に譲渡し、若しくは譲渡物件等について賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これらに類するものの用

イ　前号に定めるもののほか、反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用

ウ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用

（４）買受人は、譲渡物件等の使用に当たっては、騒音、悪臭、煤煙、汚水、粉塵、振動、排気等により、周辺環境に著しい支障を及ぼさないようにしなければならない。

（５）買受人は、指定期間内において、譲渡物件等の全部又は一部の所有権を第三者に移転してはならない。ただし、社会通念に照らして買受人の責めに帰すことができない事由によるものであって、かつ市の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

（6）買受人は、前号ただし書の規定により第三者に対して譲渡物件等を譲渡するときは、（3）に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して（3）に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

（7）譲渡物件等について、（5）ただし書の場合を除き、指定期間が満了するまでは第三者に対し、地上権、質権、賃借権その他一切の権利の設定をしてはならない。

（8）（2）から（7）について、市が必要と認めるときは実地調査を行い、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとし、買受人はこれに応じなければならない。

（9）（2）から（7）の条件に違反した場合は、譲渡代金の１００分の２０に相当する金額（その額に1，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）を、（8）の義務に違反した場合は、譲渡代金の１００分の１０に相当する金額（その額に1，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）を市に支払わなければならない。

(10) 買受人は、譲渡物件を現状有姿で取得するものとし、譲渡契約締結後に、数量の不足、種類、品質その他契約内容に適合しない事由を発見した場合であっても、市は、法令により当然に免責されない場合を除き、譲渡物件の補修、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完、譲渡代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

なお、買受人は、譲渡物件の現況、利用制限、設備の稼働状況、修繕の必要性等について、事前に十分確認した上で応募するものとする。

２　既存建築物等の改修又は建設・解体撤去工事における遵守事項

（1）既存建築物等の改修又は建設・解体撤去工事手法並びに重機、資材、廃棄物等の運搬、搬入・搬出、処分等に当たっては、各種関係法令等を遵守するとともに、事前に関係行政機関と十分協議し、周辺道路及び沿道地域に騒音、振動、砂埃等の悪影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。

（2）作業期間中は、施設の周辺住民や前面道路の通行人の安全の確保及びプライバシーの確保に配慮すること。

（3）周辺住民等に対し説明やチラシの配布等により改修又は建設・解体撤去工事に係る計画内容を十分説明するとともに、作業において苦情等が寄せられた場合は、誠意をもって紛争等の解決に努めること。

（4）改修又は建設・解体撤去工事を第三者に請け負わせる場合には、当該請負業者に対し事業計画に定める内容について、十分に理解・遵守させること。

第５　応募内容

１　応募資格

（１）この案件の公告日において、日本国内で法人設立登記をしてから３カ月以上経過した法人又は地縁による団体（以下「法人」という。）で、譲渡物件を事業として運営する法人であること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。

（３）この案件の公告日から優先交渉権者の決定までの間に、田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和 5 年 3 月 27 日告示第 49 号）に基づく参加資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。

（４）国税（法人税及び消費税等を含む）、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。

（５）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

（６）暴力団又は田村市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 26 日条例第 3 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

（７）役員等（役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等でないこと。

（８）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。

（９）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。

(10) 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。

(11) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(12) 福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号）第 23 条第 1 項から第 4 項までの規定に違反している事実がないこと。

(13) この案件に参加する資格がない者の依頼を受けて応募しようとする者、又は当該資格がない者を契約の締結若しくは契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者でないこと。

(14) 前各号に掲げる場合のほか、市が特別な理由で不適格と判断する者でないこと。

２　共同での応募

この案件は、共同事業者として複数の法人が共同して応募することができる。この場合、次の事項に留意すること。

（１）共同事業者の名称を設定し、共同事業者の代表となる法人（以下「代表法人」という。）を定めること。この案件の参加申込手続き及び買取希望価格を提出できるのは、代表法人のみであること。

なお、代表法人の変更は、原則として認めない。

（２）共同事業者は、応募、契約の履行その他この案件に関し連帯して責任を負うものとすること。

また、共同事業者間の役割分担及び責任分担を明確にし、これを書面により定めること。

（３）共同事業者を構成する法人のいずれかが、第５の１に定める要件を満たしていない場合は、応募することができない。

（４）同一法人が複数の共同事業者の構成員を兼ねることはできない。

（５）買受人となった場合、登記のために財産の持分割合を報告すること（任意様式）。

３　スケジュール

項　　目	日　　程
公告・募集要項の公表	令和８年１１月１３日（金）から
建物竣工図の閲覧	令和８年１１月１３日（金）から 令和８年１１月２７日（金）
募集要項の質問書受付	令和８年１１月１３日（金）から 令和８年１１月２７日（金）まで
質問書への回答 （順次、市のホームページで公表）	令和８年１１月１３日（金）から 令和８年１２月　１日（火）まで
現地説明会申込み受付	令和８年１１月１３日（金）から 令和８年１１月２５日（水）まで

現地説明会	令和８年１１月２６日（木） 令和８年１１月２７日（金）
参加表明書類の受付	令和８年１１月１３日（金）から 令和８年１２月　４日（金）まで
参加資格審査結果通知発送	令和８年１２月１０日（木）
参加申込書類の受付	令和８年１２月１１日（金）から 令和９年　１月１４日（木）まで
プロポーザル審査	令和９年　１月１９日（火）
優先交渉権者の決定（予定）	令和９年　１月２０日（水）
仮契約の締結 ※本要項「第９の１（１）」 買受人は選定結果の通知を受け取った日の翌日から 30 日以内（休日を含まない。）に市と仮契約を締結すること。	令和９年　１月下旬～２月上旬
市議会の議決	・直近の議会 ・議会の議決をもって本契約となる。

※上記スケジュールは日程を変更する場合がある。

４　募集要項の公表

募集要項は、次のとおり公告、公表する。

（１）公告、公表月日

令和８年１１月１３日（金）

（２）公表方法

市ホームページ

掲載資料名「旧田村市星の村ふれあい館施設譲渡に係るプロポーザル募集要項」

入手を希望する者は市のホームページからダウンロードして入手すること。

窓口及び郵送等での配付は行わない。

（３）その他

ア　本募集要項は、参加に係る検討以外の目的での使用を禁ずる。

イ　備品一覧等が現状と相違している場合は、現状を優先する。

５　建物竣工図の閲覧

（１）開催期間

令和８年１１月１３日（金）から１１月２７日（金）までの執務時間（田村市の執務時間を定める規則に規定する、市の休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までをいう。以下同じ。）

（２）閲覧場所　田村市役所

（３）申込み方法

閲覧を希望する場合は開催期間の執務時間に（４）の問合せ先へ電話連絡の上、日程を調整すること。

（４）問合せ先　第１２のとおり

（５）注意事項

ア　閲覧に当たっては、文書等を丁寧に取り扱い、汚損、破損、改ざん、抜取り、複写、撮影その他係員が禁止する行為をしてはならない。

イ　閲覧終了後は、文書等を現状に復して返却すること。

６　質問書の受付

本事業に関する質疑は、質問書（様式４）に必要事項を記入し、受付期間に電子メールにて（３）の提出先に送信すること。

なお、件名は「質問書送付」、添付データはＰＤＦ形式とすること。

電子メール以外での受け付けや受付期間外の受け付けは一切行わない。

（１）受付期間

令和８年１１月１３日（金）から令和８年１１月２７日（金）までの執務時間

（２）提出方法と受信確認

質問書（様式４）を電子メールに添付の上、提出すること。

質問書を提出した場合は、電子メール送信後に（３）の提出先へ電話等で連絡すること。

（３）提出先　第１２のとおり

※受付期間以外に提出された質問には、原則として回答しない。

※指定された方法以外（口頭、電話、ＦＡＸ、メール本文等）による質問は受け付けない。

７　質問書への回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、受付以降順次、令和８年１１月１３日（金）から令和８年１２月　１日（火）までに市のホームページ上に公表する。

回答内容は、本募集要項の追加又は修正とみなす。

また、質問の提出者の名称及び独自のノウハウと判断した部分に関しては公表しない。
なお、意見の表明と解されるものについては回答しない。

８　現地説明会の実施

（１）開催期間

令和８年１１月２６日（木）、１１月２７日（金）の執務時間

（２）申込方法

希望する者は令和８年１１月１３日（金）から令和８年１１月２５日（水）までの執務時間に（３）の問合せ先へ電話連絡の上、日程を調整すること。

（３）問合せ先　第１２のとおり

（４）注意事項

ア　現地説明会は、原則として、希望者１者につき１回限りとし、所要時間は最大１２０分程度とする。

イ　指定された日時以外に施設の外部から見学する場合は、特に期限を設けない。ただし、施設内への立入りはできない。また、周辺住民に迷惑をかける行為や、通行の妨げとなる行為をしないよう注意する。

第６　応募手順

１　参加表明書類の提出

この案件に参加を希望する法人は、参加表明に必要な書類（以下「参加表明書類」という。）を添付し、受付期間内に、次の提出先へ持参又は郵送（以下「持参等」という。）により提出する。

提出期限までに参加表明書類が到達しなかった場合、又は参加表明書類が受理されなかった法人は、参加することができない。

なお、電話、ファックス、メール等による受け付けや受付時間外の受け付けは一切行わない。また、提出書類はいかなる理由でも返却しない。

（１）受付期間

令和８年１１月１３日（金）から令和８年１２月　４日（金）までの執務時間

（２）提出先　第１２のとおり

２　参加表明書類一覧

書類名	内容等	様式等
参加表明書		様式１
構成員調書	・複数の法人が共同して応募する場合に提出	様式２

資格要件事前確認書	・複数の法人が共同して応募する場合は全ての構成員が提出	様式３
法人の登記事項証明書又は登記簿謄本	・発行後３カ月以内のもの（原本） ・複数の法人が共同して応募する場合は全ての構成員が提出 ・地縁による団体の場合は告示事項証明書	
定款	・最新のもの（写） ・複数の法人が共同して応募する場合は全ての構成員が提出 ・地縁による団体の場合は規約	
役員名簿	・最新のもの（写） ・複数の法人が共同して応募する場合は全ての構成員が提出	
財務諸表	・直前決算のもの。法人については貸借対照表及び損益計算書並びに余剰金処分計算書。 ・法人の直前の予算書及び直近２カ年の決算書類（写）と勘定科目内訳明細書 ・複数の法人が共同して応募する場合は全ての構成員が提出	
事業説明書	・法人の直近の事業計画書及び直近２カ年の事業報告書（写）を提出 最新のパンフレット等もあれば添付 ・複数の法人が共同して応募する場合は全ての構成員が提出	
納税証明書等	・複数の法人が共同して応募する場合は全ての構成員が提出 ・発行後３カ月以内のもの（原本） ・国税（法人税及び消費税等を含む）、都道府県税、市町村税の未納がないことの証明	

参加表明書類は各１部提出とする。また、用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）に定める単位に限る。

３　参加資格審査

市が、第６の１により提出された参加表明書類の審査及び第４の１（１）の意向確認を行い、参加申込みのできる者を選定する。

４　審査結果の通知

参加資格審査の結果を参加表明者（共同して応募する場合はその代表法人のみ）に通知する。なお、参加表明者は、審査結果についての異議申立、審査の経緯を問い合わせることはできない。

通知発送日：令和８年１２月１０日（木）

５　参加申込書類の提出

第６の３の参加資格審査の結果、参加申込みのできる者として選定された者は、次項の参加申込書類の内容等に従って所定の書類を整え持参等により提出すること。なお、ファックス、メール等による受け付けや受付時間外の受け付けは、一切行わない。

また、提出書類はいかなる理由でも返却しない。

参加申込書類の提出者は、プロポーザル審査にてプレゼンテーションを実施する。

（1）受付期間

令和８年１２月１１日（金）から令和９年　1月１４日（木）までの執務時間

（2）提 出 先　第１２のとおり

（3）提出方法　（2）の提出先へ持参等で提出する。提出期間内に必着とする。

６　参加申込書類一覧

書類名	内容等	様式・補足・提出部数
参加申込書		・様式　５ ・１部提出
希望価格書	・譲渡物件の買取希望価格を提案 ・買取希望価格が予定価格に満たない場合は失格	・様式　６ ・１部提出
誓約書	・複数の法人が共同して応募する場合は全ての構成員が提出	・様式１０ ・１部提出、共同して応募する場合は各１部提出
法人の印鑑登録証明書	・発行後３カ月以内のもの（原本） ・複数の法人が共同して応募する場合は全ての構成員が提出	・１部提出、共同して応募する場合は各１部提出
※以下、様式７「事業計画」、様式８「収支計画書及び資金計画」及び様式９「修繕及びリニューアル計画書」を「提案書類」という。		
「事業計画」	１　事業提案・経営理念・施設経営方針 本施設での事業提案とその経営理念及び経営方針を記載してください。 ２　運営実績・運営能力 事業提案に関連する事業実績や事業執行に必要な知識、経験、ノウハウ、人的体制を有していることを記載してください。 ３　施設特性を踏まえた提案	・様式、標記 任意様式とする。 表紙左上に「事業計画」、「様式７」と記載すること。 ・頁番号、綴り 下部中央に頁番号を付し、左側綴じとすること。

	施設の特徴、立地条件、周辺環境等を事業提案にどう活用するのか記載してください。 4　地域経済への波及効果 事業提案により想定される地域経済への波及効果を記載してください。 5　リスク管理体制 想定されるリスクに対する対応方針、危機管理体制、バックアップ体制等、具体的な管理体制を記載してください。 6　雇用・採用方針 正規雇用及び非正規雇用の人数、採用方針、雇用計画、人材確保策を記載してください。 7　配置計画図 施設活用に係る配置計画図を作成してください。 8　その他必要事項 その他、事業計画において必要と認められる事項がある場合は記載してください。 9　様式の制限 Ａ４版又はＡ３版１０枚以内とし、両面印刷は不可とします。	Ａ３判は片袖折りにすること。 ・応募者名等の記載 正本には表紙右上に応募者名を記載すること。 副本には応募者の法人名、法人名が分かるブランド名、ロゴマーク等は一切記入しないこと。 ・提出部数は、正本１部、副本７部、計８部
収支計画書及び資金計画	1　収支計画 事業開始後３年間の収支見込みを記載してください。 2　資金計画 ・譲渡物件買取、事業開始準備に要する費用の調達計画を示してください。 ・施設における事業開始以降、施設の安定した運営が可能であることを示す資金収支計画を作成してください。 ・併せて、初期投資額、運転資金、及び収支が赤字となる場合の補填財源についても記載してください。 ・補填財源に借入金等を見込む場合は、借入先、借入条件、借入額、金利、返済期間、返済方法などを具体的に記載してください。 3　収支計画の前提条件 収支計画の作成にあたっては、事業計画に基づき、以下の前提条件及び算定根拠を明示してください。	・様式、標記 任意様式とする。 表紙左上に「収支計画書及び資金計画」、「様式８」と記載すること。 ・頁番号、綴り 下部中央に頁番号を付し、左側綴じとすること。 Ａ３判は片袖折りにすること。 ・応募者名等の記載 正本には表紙右上に応募者名を記載すること。 副本には応募者の法人名、法人名が分かるブランド名、ロゴマー

	・稼働率の前提　・単価設定の前提　・人件費の内訳　・修繕費の算定根拠　・売上の算定根拠　・補助金・助成金等の有無　・設備更新費の年次見込　・その他、収支に影響を与える主要な条件など 4　様式の制限 Ａ４版又はＡ３版６枚以内とし、両面印刷は不可とします。	ク等は一切記入しないこと。 ・提出部数は、正本１部、副本７部、計８部
修繕及びリニューアル計画書	1　供用開始までのスケジュール 設計、施工等の関係機関との協議、各種申請・許認可手続を含め、供用開始までの具体的な工程表を記載してください。 2　初期投資額 当初の修繕及びリニューアルに要する予定金額を記載してください。 3　維持管理計画 施設の保全、設備機器の更新、修繕の実施時期及び方法等を含む、維持管理計画を具体的に記載してください。 併せて、日常点検、定期点検、故障時の対応体制等についても記載してください。 4　計画の実現性 上記計画の実施に必要な体制、技術力、協力事業者等がある場合は、その内容を記載してください。 5　様式の制限 Ａ４版又はＡ３版６枚以内とし、両面印刷は不可とします。	・様式、標記 任意様式とする。 表紙左上に「修繕及びリニューアル計画書」、「様式９」と記載すること。 ・頁番号、綴り 下部中央に頁番号を付し、左側綴じとすること。 Ａ３判は片袖折りにすること。 ・応募者名等の記載 正本には表紙右上に応募者名を記載すること。 副本には応募者の法人名、法人名が分かるブランド名、ロゴマーク等は一切記入しないこと。 ・提出部数は、正本１部、副本７部、計８部

※使用する文字の大きさは、１１ポイント以上とすること。

※参加申込書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）に定める単位に限る。

7　留意事項

（1）参加申込書類は、受付期間内のみ受け付ける。受付期間内に提出がない場合は、参加しないものとして取り扱う。

（2）受付期間後に参加申込書類の追加、訂正、差替え、再提出はできない。

（3）参加申込みに必要な費用は、参加申込書類の提出者が負担すること。また、参加申込書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等、当該手法等の利用に起因して生じた責任は、原則として参加者の負担とする。

（4）選定委員、本件業務に従事する市職員及び市関係者に対して、所定の方法（質問書による質問、開発許可基準の確認等）以外で、参加に係る不正な接触の事実が認められたときは失格とする。
（5）参加申込書類提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式１１）を田村市産業部観光交流課まで持参等により提出すること。なお、辞退した場合でも参加申込書類は返却しない。
（6）参加申込書類に虚偽がある場合、失格とし必要な措置を講じることがある。
（7）提出された参加申込書類は、最優秀者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
（8）参加申込書類は、田村市情報公開条例（平成 17 年 3 月 1 日条例第 10 号）の規定に基づく開示請求により、個人に関する情報等の非公開とすべき部分を除き公開されることがある。このため、事業計画書等の作成に当たっては、公開の対象になることを前提に内容を記載すること。

第７　選定方法

１　選定委員会

適正かつ公平に優先交渉権者を選定するため、旧田村市星の村ふれあい館施設譲渡に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、総合的に審査を行う。選定委員会の審査、評価結果を踏まえ、市が優先交渉権者及び次点者を決定する。

なお、選定委員会の会議は、非公開とする。ただし、会議録は、田村市情報公開条例（平成 17 年３月１日条例第 10 号）第７条各号に該当する情報を除き、公開とする。

２　失格となる参加者

参加者が、次に掲げる要件に該当する場合は失格とし、選定委員会での審査、評価は行わない。

（1）希望価格書(様式６)に記載した金額が市の定める予定価格未満の場合
（2）参加者が、第５の１及び第５の２に記載する参加する者に必要な資格に関する要件を満たさなくなった場合
（3）参加申込書類に虚偽、その他不正な行為があったと認められる場合
（4）契約の履行が困難と認められる場合
（5）選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めたり、評価の公平性に影響を与えたりする行為があった場合
（6）その他、不適格と認められる場合

３　プレゼンテーション

（1）日 程 等　令和９年　１月１９日（火）　田村市役所庁舎にて行う。

※時間や部屋等は、参加資格審査結果通知時に参加者に文書にて通知する。

（2）実施方法　参加受付順により提案書類の説明及び質疑を行う。

※スクリーン及びプロジェクターは市で準備するが、パソコンその他の必要な機器は、参加者で準備すること（スクリーン及びプロジェクターの持込みも可)。

（3）実施時間４０分（説明２０分、質疑２０分）

（4）留意事項

ア　プレゼンテーションに要する経費は、全て参加者の負担とする。

イ　プレゼンテーションを欠席又は指定した時間までに参集していない場合は、その理由の如何に関わらず、参加を辞退したものとみなす。

ウ　プレゼンテーション時に使用できる資料は、事前に提出された提案書類のみとする。

エ　プレゼンテーションに参加できる者は、参加者毎に３名以内とする。

４　審査・選定

以下の事項を中心に審査・選定する。

（1）評価、採点

選定委員会において、参加申込書類、プレゼンテーション状況を基に評価、採点を行い、最高得点を得た者を最優秀者とする。

ただし、審査の結果、採点の総合計に対し各委員の評価点の合計が６割（１００分の６０）に満たない結果となった場合は失格とする。なお、最高得点者が評価項目のいずれかで最低点となった場合の最優秀者・次点者の選定の可否については、委員会において協議のうえ決定する。

なお、参加者が１名のみの場合でもプロポーザル審査は実施する。

（2）評価項目、視点、配点

評価項目	視　点	配　点
ア 基本事項 ３０点	（ア）事業提案が公募の趣旨及び譲渡条件等の内容に適しており、指定期間又はそれ以上にわたって施設を確実に運営することができる参加者か。	１５
	（イ）事業提案に関連する事業実績や事業執行に必要な知識、経験、ノウハウ、人的体制、資力を有しているか。	１５
イ 提案内容 ３０点	（ア）地元及び周辺地域との連携・協力による地域活性化、観光振興につながる活用が期待できるか。	１５
	（イ）地域経済への波及効果が期待できる活用方策となっているか。	１５

ウ 管理運営体制 ２０点	（ア）リスクを想定し、適切な対策が反映された提案となっているか。	１０
	（イ）雇用内容、採用方針、雇用計画等は適切なものとなっているか。	１０
エ 買取価格及び地域への配慮 ２０点 【事務局採点】	（ア）買取希望価格は妥当か。 算式：10×当該法人の希望価格／応募者中の最高買取希望価格 ※小数点以下第１位を四捨五入する。	１０
	（イ）本市内における事業基盤を生かし、市内事業者、団体及び人材等と連携し、地域に根ざした事業運営が期待できるか。	１０
	合　　計	１００

配点に対する採点は以下のとおりとする。

配　点	とても優れている	優れている	普　　通	やや劣っている	劣っている
１０点	１０	８	６	４	２
１５点	１５	１２	９	６	３

５　最優秀者等の選定及び優先交渉権者の決定

（１）選定委員会の評価結果に基づき、最も評価点（各委員の評価点の合計）が高い者を最優秀者、次に高い者を次点者として選定する。ただし、選考の結果、該当無しとする場合がある。

（２）最高点の者が複数の場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

（３）選定委員会の選定結果を踏まえ、市長が優先交渉権者を決定する。

第８　選定結果の通知及び公表

１　選定結果の通知

選定結果を参加者（共同して応募する場合はその代表法人のみ）に通知する。なお、参加者は選定結果についての異議申立、選定の経緯を問い合わせることはできない。

２　選定結果の公表

選定結果については、プロポーザル審査終了後、最優秀者に選定された参加者名及び譲渡物件の活用概要を、市ホームページ等で公表する予定である。

第９　契約に関する事項

１　仮契約の締結

（1）本契約前に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定による田村市議会の議決を経る必要があるため、優先交渉権者は、選定結果の通知を受け取った日の翌日から３０日以内（休日を含まない。）に市と仮契約を締結すること。仮契約の締結に当たっては、田村市普通財産一般競争入札実施要綱（令和2年10月30日告示第152号）第14条に準拠し、契約保証金として譲渡代金の１００分の１０以上の金額を、市の発行する納入通知書により納付すること。

　また、公告数量、備品一覧及び現地の状況に相違がある場合であっても、参加者が事前確認を行っていることを前提として、これを理由に仮契約の締結を拒むことはできない。

（2）契約の締結及び所有権の移転は、参加申込書に記載された法人名義のみで行うことができるものとする。

（3）市は優先交渉権者との間で細目にわたる協議を行い、合意後、譲渡物件の譲渡契約を締結する。

（4）期限までに契約が締結できない場合、市は優先交渉権者に代わって次点者と協議及び合意の上、契約を締結できるものとする。

（5）次点者の地位は、譲渡物件の引渡しをもって消滅するものとし、この場合はその旨を通知する。

（6）次点者の地位を辞退したい場合は、あらかじめ来庁日時を電話で連絡のうえ、辞退届（様式１１）を田村市産業部　観光交流課へ提出すること。

（7）仮契約の締結に必要な収入印紙代等の費用は、優先交渉権者の負担とする。

2　契約の成立

（1）前項の仮契約は、田村市議会の議決を得たときに何らの手続きを要することなく本契約として成立する。なお、議決を得られない場合、仮契約は解除される。

（2）優先交渉権者として決定した場合でも、契約の効力が最終的に確定するまでに第7の2の失格要件に該当することが判明した場合は失格とし、譲渡物件を購入することはできない。

（3）前号に掲げる事項により本契約を締結しない場合において、市は損害賠償等の責任を負わないものとする。

3　契約の解除

（1）市は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

ア　契約書に定める義務を履行しないとき。

イ　第４の１（２）アに定める提案内容を遵守しないとき。

ウ　第４の１（２）イに定める期間内に、譲渡物件を提案内容に従った用途に供しないとき。

エ　第４の１（２）ウに定める指定期間内に、正当な理由なく譲渡物件の運営を中止し、又は継続しないとき。

オ　第４の１（３）各号に定める用途に供し、又は供されることを知りながら、譲渡物件及び買受人が譲渡物件等を第三者に譲渡し、若しくは譲渡物件等について賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定したとき。

カ　第４の１（４）に定める周辺環境への配慮義務に違反し、周辺環境に著しい支障を及ぼしたとき。

キ　第４の１（５）に定める譲渡物件等の所有権移転の禁止に違反したとき。

ク　第４の１（６）に定める義務の承継その他の義務に違反したとき。

ケ　第４の１（７）に定める第三者に対する権利設定の禁止に違反したとき。

コ　役員等が、暴力団員等であると認められるとき。

サ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

シ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ス　役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

セ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ソ　福島県暴力団排除条例第 23 条第１項から第４項までの規定に違反している事実があると認められるとき。

タ　買受人（（ウ）及び（エ）にあっては、役員又は使用人を含む。）が、この契約に関して次のいずれかに該当したとき。

（ア）公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

（イ）公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第１項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

（ウ）刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第１項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

（エ）刑法第 197 条から第 197 条の４までに規定する賄賂を市の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

（２）前項イからエまでについては、第４の１（２）に定める提案内容又は指定用途の変更その他市が書面により承認した場合は、適用しないものとする。

（３）前項キ及びケについては、第４の１（５）ただし書に定める市の書面による承認を得た場合は、適用しないものとする。

（４）第１項の場合において、契約の解除により買受人に損害が生じても、市はその損害を賠償する責任を負わないものとする。

４　譲渡代金の支払い

（１）譲渡代金から契約保証金を除く金額を、市が発行する納入通知書により、本契約締結日（市議会での議決の日）から６０日以内に支払うこと。

（２）契約保証金には、利息を付さない。

（３）期限内に譲渡代金が完納しない場合は、契約を解除し、納付済の契約保証金は市に帰属する。

（４）市は、買受人が前項に定める譲渡代金と契約保証金との差額を納入したときは、契約保証金を譲渡代金に充当する。

５　物件の引渡し及び所有権移転登記

（１）所有権移転時期は、買受人が譲渡代金を完納したときとする。

（２）所有権移転登記手続は、所有権が移転した後、買受人は速やかに市に対し所有権移転の登記を請求し、市は、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 116 条第 2 項の規定に従い、その請求により所有権移転の登記を嘱託する。

（３）登記に要する登録免許税その他一切の費用は、買受人の負担とする。

（４）物件の引渡しは現状有姿の状態で引き渡す。

（５）この契約締結後、譲渡物件に種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、市に対して、譲渡物件の補修、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完、譲渡代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

６　公租公課

譲渡物件の引渡し後、譲渡物件等に対する公租公課は、買受人の負担とする。

７　留意事項

買受人として決定後、手続き等に一定期間を要することを予め認識しておくこと。

第１０　注意事項

１　提案内容の執行に係る監督官庁への申請・届出、その他施設の運営に関して必要な一切の手続きは、買受人の責任において行うこと。

２　買受人は、施設の周辺住民や地元自治会と良好な関係の保持に努めるとともに、営業開始前には運営内容等を、必要に応じて周知すること。

３　買受人は、市が契約の解除権を行使したときは、市が指定する期日までに譲渡物件等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市が認めた場合は、現状のまま返還することができる。

４　その他定めのない事項については、市と買受人とが別途協議する。

第１１　その他

民間事業者等の知見、経験、創意工夫を生かした新たな可能性及び新たな運営方法を広く求め、施設の有効活用と地域への波及効果の創出につながる提案を期待します。

第１２　提出先・問合せ先

〒９６３－４３９３　福島県田村市船引町船引字畑添７６番地２

田村市産業部　観光交流課（田村市役所２階）

電　話　０２４７－８１－２１３６（直通）

ＦＡＸ　０２４７－８１－１２１０

Ｅ－mail　kanko@city.tamura.lg.jp

（様式１）

令和　　年　　月　　日

参　加　表　明　書

田村市長　　様

住　所
法人名
代表者　　印

旧田村市星の村ふれあい館施設譲渡に係るプロポーザル募集に参加したいので、関係書類を添えて申し出ます。

記

１　法人の概要

２　主な事業実績

３　譲渡物件の活用概要

担当者　　所属
氏名
連絡先　電　話
ＦＡＸ
Ｅメール

（様式２）

令和　　年　　月　　日

共同事業体構成員調書

田村市長　　様

（共同事業体）
住　所
法人名
代表者　　印

旧田村市星の村ふれあい館施設譲渡に係るプロポーザル募集に、次の法人を構成員とした共同事業体として参加表明します。

１	法人名	
	代表者職氏名	
	所在地	
	電　話	
	ＦＡＸ	
	Ｅメール	
２	法人名	
	代表者職氏名	
	所在地	
	電　話	
	ＦＡＸ	
	Ｅメール	

※構成法人の記載欄が足りない場合は、適宜、追加してください。

担当者　　所属
氏名
連絡先　電　話
ＦＡＸ
Ｅメール

（様式３）

令和　　年　　月　　日

資 格 要 件 事 前 確 認 書

田村市長　　様

（共同事業体）
住　所
法人名
代表者　　印

旧田村市星の村ふれあい館施設譲渡に係るプロポーザル募集に参加表明するにあたり、下記事項に相違ないことを誓います。

記

旧田村市星の村ふれあい館施設譲渡に係るプロポーザル募集要項「第５の１　参加する者に必要な資格に関する事項」及び「同２　共同での応募」の記載内容と相違ないことを誓います。

担当者　　所属
氏名
連絡先　電　話
ＦＡＸ
Ｅメール

（様式４）

質　　問　　書

件名：旧田村市星の村ふれあい館施設譲渡に係るプロポーザル募集

令和　　年　　月　　日

質問事項	
質問内容	
法 人 名	
担当者名	
電　　話	
Ｆ Ａ Ｘ	
Ｅメール	

※質問が複数ある場合は、箇条書きで簡潔に記載してください。

（様式５）

令和　　年　　月　　日

参　加　申　込　書

田村市長　　様

住　所
法人名
代表者　　印

旧田村市星の村ふれあい館施設譲渡に係るプロポーザル募集に関係書類を添えて参加することを希望します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること及び田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく参加資格停止措置期間中でないこと、並びに本書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

１　田村市における競争入札参加資格

あり　・　なし

２　その他（参加を表明するにあたり、特筆すべきことがあれば記入）

※印影が分かるように印鑑登録印を押印してください。

担当者　　所属
氏名
連絡先　電　話
ＦＡＸ
Ｅメール

（様式６）

令和　　年　　月　　日

希　望　価　格　書

田村市長　　様

住　所
法人名
代表者　　印

令和　　年　　月　　日付けで公告された、旧田村市星の村ふれあい館施設譲渡に係るプロポーザル募集要項に記載された内容を承諾のうえ、買取希望価格を次のとおり提出します。

億	千	百	十	万	千	百	十	円

消費税及び地方消費税相当額を含む。

※金額は、算用数字で記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
※田村市の予定価格以上を有効とします。
※金額を訂正した場合は失格となりますので、金額を書き損じた場合は、再度作成してください。
※印影が分かるように印鑑登録印を押印してください。

担当者　　所属
氏名
連絡先　電　話
ＦＡＸ
Ｅメール

（様式１０）

令和　　年　　月　　日

誓　　約　　書

田村市長　　様

住　所
法人名
代表者　　印

私は、旧田村市星の村ふれあい館施設譲渡に係るプロポーザル募集に関し、下記事項について誓約いたします。

また、本誓約書による誓約に違反することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、応募資格の取消しなど、市の行う一切の措置について異議申立てを行いません。

記

１　本件募集要項の内容を承知し、応募します。

２　募集の参加資格要件を満たしています。

３　参加申込書類の内容に虚偽はありません。

※印影が分かるように印鑑登録印を押印してください。

担当者　　所属
氏名
連絡先　電　話
ＦＡＸ
Ｅメール

（様式１１）

令和　　年　　月　　日

参　加　辞　退　届

田村市長　　様

住　所
法人名
代表者　　印
連絡先　電　話
ＦＡＸ
Ｅメール

旧田村市星の村ふれあい館施設譲渡に係るプロポーザル募集の、
□参加申込書を提出しましたが、
□優先交渉権者に選定されましたが、
都合により辞退します。

※印影が分かるように印鑑登録印を押印してください。

担当者　　所属
氏名
連絡先　電　話
ＦＡＸ
Ｅメール

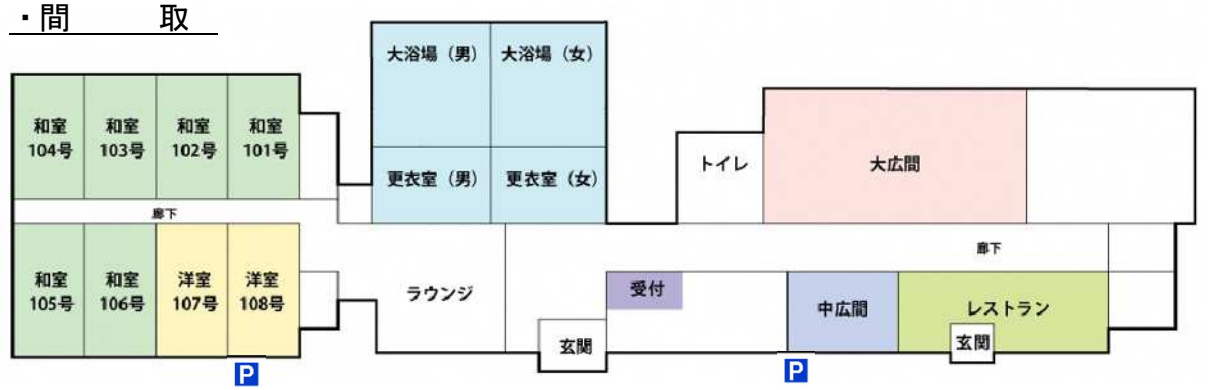
資料１　施設配置・敷地範囲・施設概要

①施設配置・敷地範囲



②施設概要

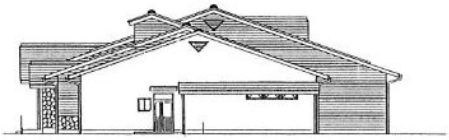
・間　　取



・立　面　図



東側立面図

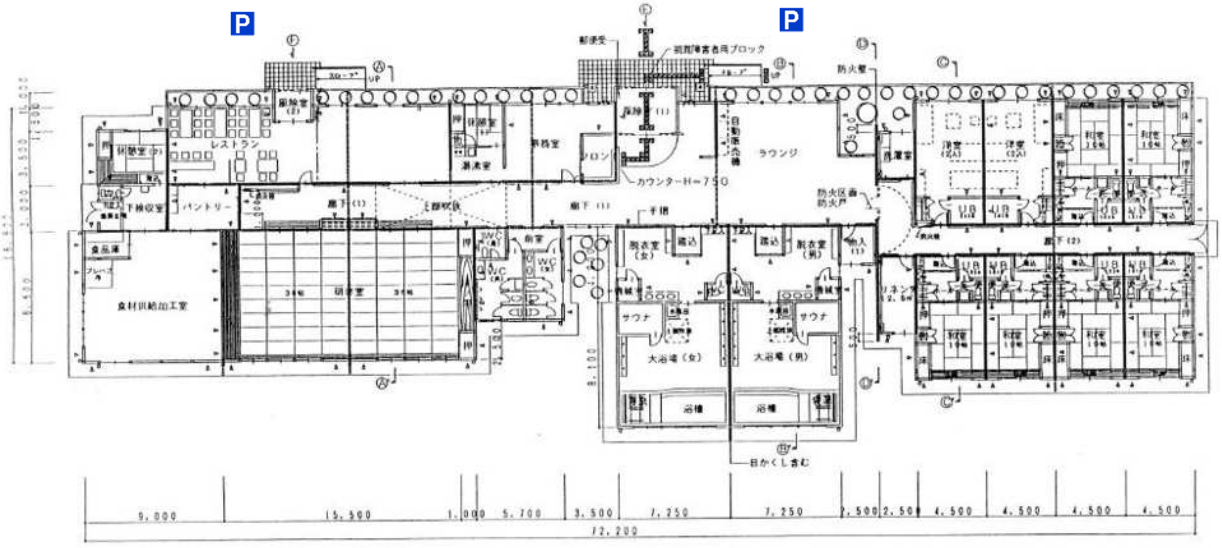


北側立面図



南側立面図

・平　面　図



・施 設 写 真（開館時）



全　景



全　景



和　室



洋　室



大浴場



レストラン

資料２　不具合箇所等一覧

本資料は、市が現時点で把握している不具合、劣化、留意、懸念事項等を、利用経過や市が保有する資料及び目視、聞取り等による確認の範囲内で記載したものである。非稼働期間が長期に及ぶ設備もあり、これらは試運転を含め急な動作確認を行うことにより、経年劣化等に起因する予期せぬ不具合や故障が発生するリスクがあることから、譲渡にあたっての動作確認時の故障、引き渡し後の動作不良等について、市は一切の責任を負わないものとする。（前出　第４の１（10）参照）

買受人は、これらを認識し必要に応じて現地確認、専門家による調査、関係資料の確認その他必要な調査を自ら行った上で譲渡条件を検討したものとし、現状有姿で取得する。市は譲渡契約において別段の定めがある場合を除き、当該事項について契約不適合責任その他の責任を負わないものとする。ただし、市が故意に告げなかった事実、市が別途保証した事項、その他法令上免責が認められない事項については、この限りでない。

１　即時修繕が好ましいもの

No.	箇所・設備		現在の状態・影響等
1	客室通路の冷房設備		天吊り機材２台のうち事務所側が間歇的に動作不良となる。
2	地下ピットの水中ポンプ		床暖房メンテナンス用地下ピットの結露水排水用ポンプが動作不良のため、十分に排水が行われない。
3	大広間の間仕切り		地震の影響によるレール等の歪みにより、間仕切りを閉め切った際に、壁際端部に５～１０㎝程度の隙間が空く。
4	女子大浴場の気泡発生装置		気泡発生装置或いは吐出口の不良により、風呂底面に泡が出ない箇所がある。
5	消防用設備等 ※消防法施行令に規定する現行用途（ホテル、旅館等）に基づく点検結果による。	誘導灯	レストランの１台がランプモニタ不良、正面出入口の１台がバッテリー不良である。
		非常放送設備	男女浴室内のスピーカー配線取り込部が破損している。本体液晶表示部不良で、表示文字読み取りが困難である。
		非常電源（自家発電設備）	負荷運転最終実施が令和６年１２月のため、現時点で負荷運転が可能か不明である。また、潤滑油類の劣化が見られる。
		非常電源（蓄電池設備）	触媒栓の有効期限切れ。
		自動火災報知設備	男女サウナ室の感知器（１５０℃）が腐食している。

２　経過観察・予防修繕が必要と思われるもの

No.	箇所・設備	現在の状態・影響等
1	洋客室カーペット	摩耗、汚れあり。
2	多目的トイレ	壁側の配管より微量の水漏れあり。結露の可能性もあり。

３　脆弱であり、取扱いに留意すべきもの

No.	箇所・設備	現在の状態・影響等
1	大浴場内排煙窓 (男女共)	動作ワイヤーの油切れ、絡まり等による開閉不良が起きやすい。
2	大浴場内タイル (男女共)	高圧洗浄作業等でタイルが剥離しやすい。
3	ボイラー室配管	作動、休止による膨張、収縮によるゴムパッキンの劣化が早く、水漏れが起こりやすい。

４　使用するにあたり懸念があるもの

No.	箇所・設備	現在の状態・影響等
1	サウナ施設	運用経費が高いことから、令和５年度以降使用していないため、現時点で正常稼働するかは不明である。
2	床暖房設備	ボイラーは昨年度も定期点検をしているが、その後使用していないため、現時点で正常稼働するかは不明である。

資料３　備品一覧

No.	設置場所	名　　称	数量	単位	購入年月日	設置場所・備考
1	大広間	宴会用テーブル（座卓）	26	脚	H26.9.25	B
2	大広間	宴会用椅子	52	脚	H26.9.25	B
3	大広間	宴会用椅子台車	2	台	H26.9.25	B
4	大広間	移動式カラオケ機器	1	台	H15.6.30	付属品は消耗品B
5	大広間	座卓テーブル	72	脚		大広間・廊下各所・倉庫※脚数不一致（多い）
6	大広間	TV台(OAラック再利用)	1	基		
7	大広間	和風屏風	7	基		大広間A④、通路（大広間）③
8	大広間	座布団	121	枚		A（カバー有：青54、赤29、カバー無：38）ほかカバーのみ34
9	大広間	座布団	87	枚		B
10	大広間	座椅子	10	個		A
11	大広間	座椅子	7	個		B
12	大広間	長机	3	脚		通路
13	事務所	事務用机	4	台		
14	事務所	椅子	4	脚		
15	事務所	フロアケース	1	個	H11.3.10	12段×3列
16	事務所	金庫	1	台		
17	事務所	電話親機2+子機1	1	式		
18	事務所	キーボックス	1	式		施設内、外倉庫、ボイラー室鍵等
19	事務所入口脇	AED	1	式	R5.8.29	
20	事務所の奥	更衣室用ロッカー	2	個	H29.10.1	
21	事務所の奥	保管庫（両開き+引出し付）	1	台		
22	事務所奥の宿直室	更衣用ロッカー（3人用）	1	台		
23	フロント	保管庫（両開き+引出し付）	1	台		
24	フロント	レジカウンター	1	台		受付カウンター
25	フロント	キャビネット	1	台		

No.	設置場所	名　　称	数量	単位	購入年月日	設置場所・備考
26	客室101（和室）	耐火金庫	1	個	H11.3.10	
27	客室101（和室）	テレビ	1	台	H22.3.1	
28	客室101（和室）	冷蔵庫	1	台	H11.3.10	
29	客室101（和室）	座椅子	5	個	H11.3.10	ほか座布団6枚
30	客室101（和室）	テレビ台	1	台		
31	客室101（和室）	テーブル（和室用）	1	台		茶器入1
32	客室101（和室）	鏡台	1	台		
33	客室102（和室）	耐火金庫（破損）	1	個	H11.3.10	
34	客室102（和室）	テレビ	1	台	H22.3.1	
35	客室102（和室）	冷蔵庫	1	台	H11.3.10	ケトル1
36	客室102（和室）	座椅子	4	個	H11.3.10	ほか座布団4枚
37	客室102（和室）	テレビ台	1	台		
38	客室102（和室）	テーブル（和室用）	1	台		茶器入1
39	客室102（和室）	鏡台	1	台		
40	客室103（和室）	テレビ	1	台	H22.3.1	
41	客室103（和室）	冷蔵庫	1	台	H11.3.10	
42	客室103（和室）	座椅子	4	個	H11.3.10	
43	客室103（和室）	テレビ台	1	台		
44	客室103（和室）	テーブル（和室用）	1	台		茶器入1
45	客室103（和室）	鏡台	1	台		
46	客室104（和室）	耐火金庫	1	個	H11.3.10	
47	客室104（和室）	テレビ	1	台	H22.3.1	

No.	設置場所	名　　称	数量	単位	購入年月日	設置場所・備考
48	客室104（和室）	冷蔵庫	1	台	H11.3.10	
49	客室104（和室）	座椅子	4	個	H11.3.10	座布団5枚
50	客室104（和室）	テレビ台	1	台		
51	客室104（和室）	テーブル（和室用）	1	台		茶器入1
52	客室104（和室）	鏡台	1	台		
53	客室105（和室）	耐火金庫	1	個	H11.3.10	
54	客室105（和室）	テレビ	1	台	H22.3.1	
55	客室105（和室）	冷蔵庫	1	台	H11.3.10	
56	客室105（和室）	座椅子	4	個	H11.3.10	座布団5枚
57	客室105（和室）	テレビ台	1	台		
58	客室105（和室）	テーブル（和室用）	1	台		茶器入1
59	客室105（和室）	鏡台	1	台		
60	客室106（和室）	耐火金庫（破損）	1	個	H11.3.10	
61	客室106（和室）	テレビ	1	台	H22.3.1	
62	客室106（和室）	冷蔵庫	1	台	H11.3.10	
63	客室106（和室）	座椅子	3	個	H11.3.10	座布団4枚
64	客室106（和室）	テレビ台	1	台		
65	客室106（和室）	テーブル（和室用）	1	台		茶器入1
66	客室106（和室）	鏡台	1	台		
67	客室107（洋室）	耐火金庫	1	個	H11.3.10	
68	客室107（洋室）	テレビ	1	台	H22.3.1	スタンドライト1
69	客室107（洋室）	冷蔵庫	1	台	H11.3.10	

No.	設置場所	名　　称	数量	単位	購入年月日	設置場所・備考
70	客室107（洋室）	ベッド2台、照明・音響台1台	2	台	H17.3.1	
71	客室107（洋室）	テーブル(鏡台)、椅子	1	式		
72	客室107（洋室）	サイドテーブル	1	台		
73	客室107（洋室）	二人掛ソファー1、椅子2、テーブル1	1	式		ソファーセット 茶器入1
74	客室107（洋室）	タオルスタンド（シルバー）	1	基		
75	客室108（洋室）	耐火金庫	1	個	H11.3.10	
76	客室108（洋室）	テレビ	1	台	H22.3.1	スタンドライト1
77	客室108（洋室）	冷蔵庫	1	台	H11.3.10	
78	客室108（洋室）	ベッド2台、照明・音響台1台	2	台	H17.3.1	
79	客室108（洋室）	テーブル(鏡台)、椅子	1	式		
80	客室108（洋室）	サイドテーブル	1	台		
81	客室108（洋室）	二人掛ソファー1、椅子2、テーブル1	1	式		ソファーセット 茶器入1
82	客室108（洋室）	タオルスタンド（シルバー）	1	基		
83	女子トイレ	エアードライ	1	台	H11.3.10	
84	多目的トイレ	アルミ車椅子	1	台	H15.10.1	
85	洗濯室	クリーンロッカー（掃除用具）	1	個	H11.3.10	
86	洗濯室	ステンレス流し	1	台		
87	洗濯室	洗濯機パン	2	個		
88	洗濯室	木製架台	4	台		
89	脱衣所（男）	ロッカー	1	台	H11.3.10	
90	脱衣所（男）	壁掛扇風機	1	台		
91	脱衣所（男）	体重計	1	台		
92	脱衣所（女）	壁掛扇風機	1	台		
93	脱衣所（女）	ベビーベッド	1	台		
94	脱衣所（女）	体重計	1	台		

No.	設置場所	名　　称	数量	単位	購入年月日	設置場所・備考
95	厨房	保温庫	1	個	H17.3.1	
96	厨房	シンク	4	台	H17.3.1	
97	厨房	調理台	8	台	H17.3.1	
98	厨房	炊飯器台	1	台	H17.3.1	
99	厨房	レンジ用台	1	台	H17.3.1	
100	厨房	フライヤー	1	台	H17.3.1	
101	厨房	ガス釜・2段	1	台	H17.3.1	
102	厨房	ガス台・6連	1	台	H17.3.1	
103	厨房	ガス給湯器	1	台	H25.7.15	
104	厨房	魚焼き用台	1	台	H17.3.1	
105	厨房	コールドテーブル	1	台	H11.3.10	
106	厨房	冷蔵ショーケース	1	台		冷蔵機能故障
107	厨房	包丁・まな板殺菌庫	1	個	H31.3	
108	厨房	食器棚(上ガラス、下両引き)	1	台		
109	厨房	調理台	1	台		
110	厨房	ステンレスラック(パンラック)	1	台		
111	厨房	電気釜	1	台		
112	厨房	シンク(半分型)	1	台		
113	厨房	ライスタンク(業務用米びつ)	1	台		
114	厨房	中華レンジ	1	台		
115	厨房前	調理台（引出し付)	1	台	H17.3.1	
116	厨房入口部屋	保温庫	1	個	H17.3.1	
117	厨房休憩室	冷蔵庫	1	台	H11.3.10	
118	厨房休憩室	ロッカー(3人用)	2	台		
119	厨房休憩室	ロッカー(2人用)	1	台		
120	レストラン	二層シンク（台とセット)	1	台	H17.3.1	
121	レストラン	こども用椅子	5	脚		
122	レストラン	テーブル台（大)	3	脚		
123	レストラン	テーブル台（中)	1	脚		

No.	設置場所	名　　称	数量	単位	購入年月日	設置場所・備考
124	レストラン	テーブル台（小）	3	脚		
125	レストラン	椅子（テーブル用）	25	脚		
126	レストラン	椅子（カウンター用）	2	脚		
127	レストラン	非接触型検温器	1	台		
128	喫煙室	タバコ分煙機	1	台		
129	風除室（正面玄関）	携帯型サーモグラフィー	1	台		
130	玄関左手上、受付上	防犯カメラ（ダミー）	1	式	R4.3.1	